

# ごみ処理事業基本計画

～安全で安定したごみ処理の継続を目指して～



平成 27 年 3 月

小 平 ・ 村 山 ・ 大 和 衛 生 組 合



## 目 次

1. はじめに.....	1
2. 計画の基本的事項.....	2
2.1 計画策定の目的.....	2
2.2 計画の位置づけ.....	3
2.3 計画の基本方針.....	4
2.4 計画の対象期間.....	4
3. 現状と課題.....	5
3.1 組合の概要.....	5
3.2 現状の課題.....	7
4. ごみ処理事業の長期展望.....	11
5. 目指すべき将来像.....	14
6. 計画とその取組みの方向.....	17
6.1 計画の体系と取組みの視点.....	17
6.2 適正な運転管理.....	19
6.3 適正な維持管理.....	20
6.4 環境調和の推進.....	21
6.5 施設整備.....	23
6.6 事業推進スケジュール.....	24
7. 計画の推進に向けて.....	25



# 1. はじめに

## ■計画策定の背景

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方が見直され、発生抑制、再使用、再生利用した上で廃棄物となった物を適正に処理し、天然資源の消費抑制、環境への負荷を低減する「循環型社会」の実現が求められている。国においても平成12年の「循環型社会形成推進基本法」制定を期に、循環型社会の実現に向けた各種の法制度が整備され、現在はこれらの法制度が適正に運用されるよう、法改正の段階に進んでいる。

このような状況の中、小平市、東大和市、武蔵村山市（以下「3市」という。）では、平成24年度から平成25年度にかけて、各市の一般廃棄物処理の長期的かつ総合的な方向性を示す「一般廃棄物処理基本計画」を改訂した。この中で、各市とも目標年度に向けて、循環型社会への転換を基本理念とし、さらなるごみ減量及び資源化の推進に取り組んでいるところである。

また、小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）は、3市市民の健康で快適な市民生活を確保するため、3市の将来にわたる廃棄物を中・長期的に継続して安定的に処理する責任を負っている。

組合では、平成15年度に、これからの事業運営のあり方を示すものとして「ごみ処理事業基本計画（以下「事業計画」という。）」を策定したところであるが、ここで計画期間が終了すること、また、3市の一般廃棄物処理基本計画が改訂されたことにより、新たな事業計画を策定するものである。廃棄物処理行政全体の方向性の中で、組合の役割をとらえながら、施設の運転管理、維持管理、環境調和、施設更新の4つの視点で循環型社会の形成に向けた取組を推進していくものである。

## 2. 計画の基本的事項

### 2.1 計画策定の目的

組合は、設立以来、増加し多様化するごみに対応し、施設の更新や改造等を行い、ごみ処理施設を常に健全な状態に維持し現在に至っている。

しかし、現在のごみ処理施設は、粗大ごみ処理施設及び3号ごみ焼却施設が竣工から40年、4・5号ごみ焼却施設が同様に29年経過しており、25年から30年が一般的といわれているごみ処理施設の稼働年数を超えている状況である。

このような現状の中で、3市共同資源化事業について3市との協議が整い、資源物処理施設については平成30年度のしゅん工、粗大ごみ処理施設については平成31年度のしゅん工を目途に具体的事務手続きを進めるところである。

一方、ごみ焼却施設は、「平成33年度までの稼働」を目標に、計画的な施設の部分更新、維持補修を行ってきたが、耐用年数を超えた長期稼働により施設の老朽化は進行し続けている。

また、ごみ処理施設は、安定的な処理の継続、公衆衛生の向上、二次公害の防止という従来の位置付けとともに、熱エネルギーの回収による循環型社会形成への貢献や低炭素社会実現への寄与へと、その役割は多様化、重層化しており、これら時代の要請に応じた施設とする必要性も高まっている。

今後とも、安定的なごみ処理事業を継続するためには、周辺環境への負荷の低減及び地域住民との融和、ごみ処理情報の発信など、組合が行うべき具体的な施策等についての構築や見直しを行う必要がある。

本計画は、これらの状況を踏まえ、施策を体系的・一体的に推進し、また、今後の状況変化に柔軟に対応できる長期的な方向性を示すものとして策定するものである。

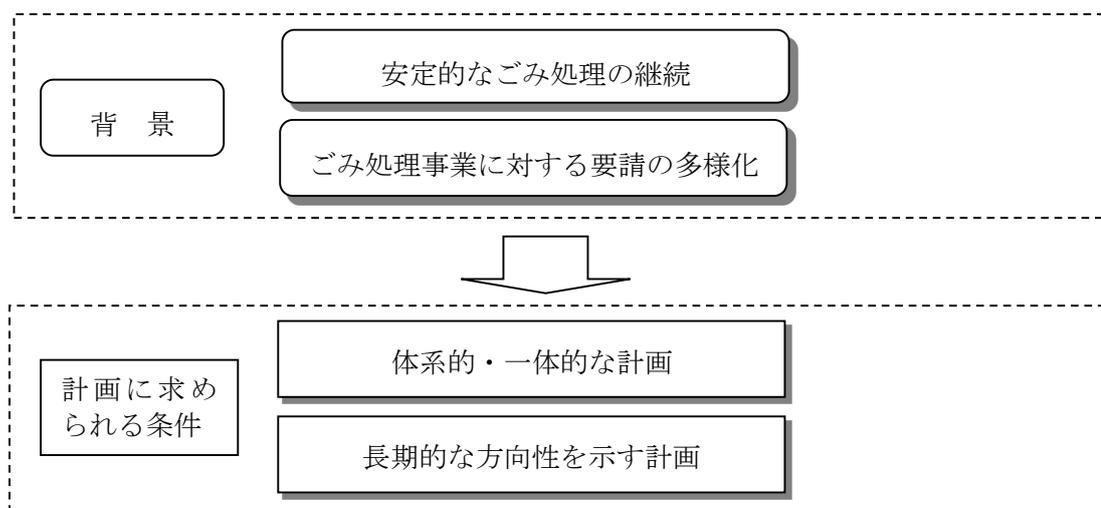


図 2-1 計画策定の背景と求められる条件

## 2.2 計画の位置づけ

本計画は、3市の一般廃棄物処理の長期的かつ総合的な方向性を示す「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえて策定したものであり、関係団体の計画との関係は下図のとおりである。

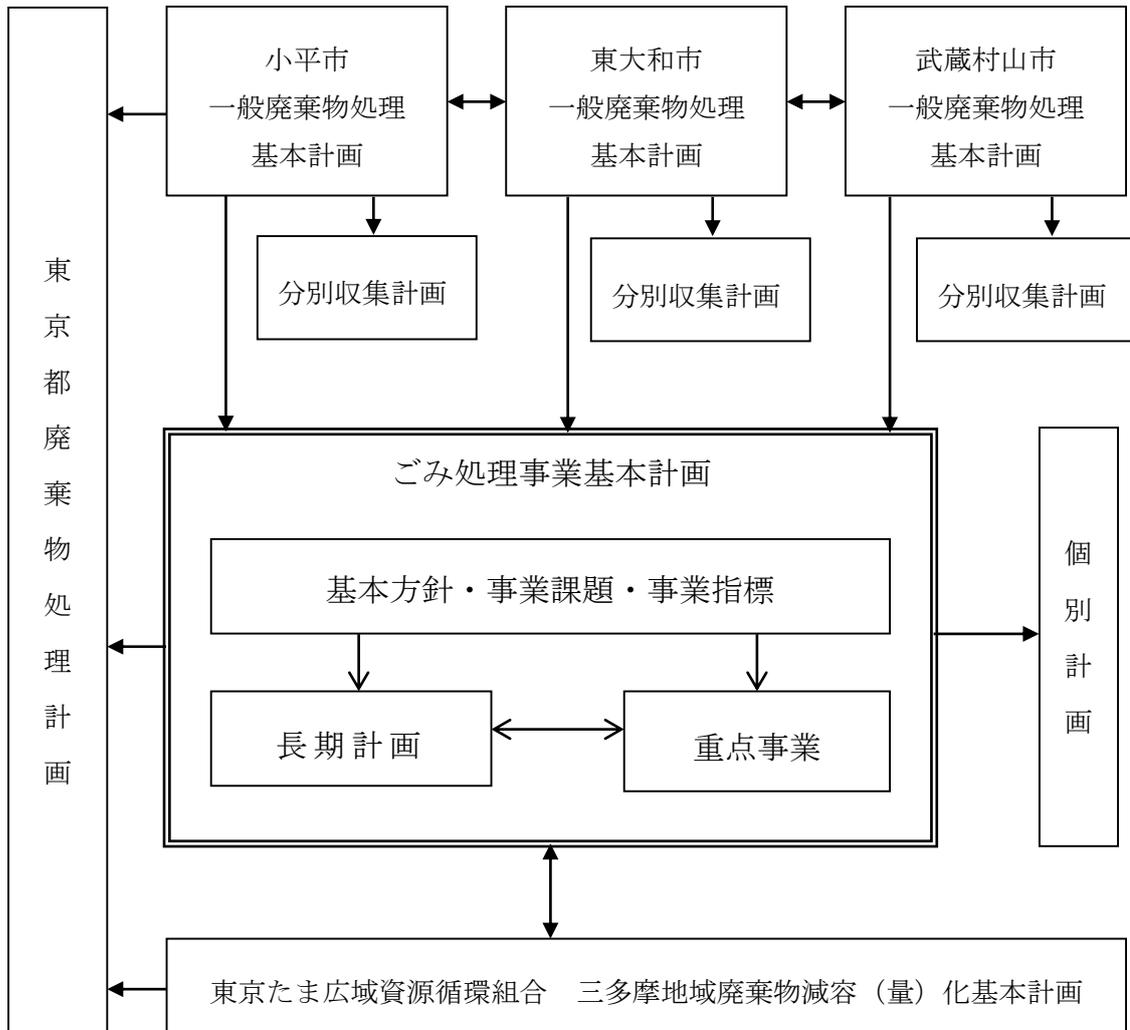


図 2-2 ごみ処理事業基本計画と関係団体の計画との関係図

## 2.3 計画の基本方針

市民のごみ処理事業へのかかわり方を、施設利用者、費用負担者及び影響を受ける者（3つの立場）としてとらえ、より信頼されるごみ処理事業を目指して、以下の4つの基本方針のもとに事業計画を策定する。

### （1）ごみの安定処理

ごみ量やごみ質等の変化に対応しながら、安全、確実にごみを処理することができる施設を維持する。

### （2）環境調和の継続的推進

時代の要請に応じた環境対策を推進する。地球環境、広域的な地域環境及び周辺地域環境との調和の視点から、継続的に環境負荷の軽減を図る。

### （3）ごみ処理費用の縮減

維持管理と運営の一体的な取り組みにより事業の効率化を図り、ごみ処理費用のより一層の縮減を目指す。

### （4）計画的な施設更新

3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設の整備について、一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備する。

## 2.4 計画の対象期間

本計画の対象期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とし、個別事業ごとに目標年度を設ける。

なお、社会経済動向や技術革新による状況の変化等を踏まえ、計画の前提となる条件に大幅な変更が生じたときは、適宜見直しを行うものとする。

### 3. 現状と課題

#### 3.1 組合の概要

##### (1) 沿革

組合は、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市によって、ごみ処理施設の設置及び運営、廃棄物の最終処分場までの運搬に関する事業を共同で処理するために設立された一部事務組合である。

以下に組合の沿革を示す。

- 昭和35年、小平町（現小平市）が現在の組合用地にごみ焼却場を建設  
（人口4万6千人、最初の焼却炉：19t/日）
- 昭和40年2月1日、3市町による一部事務組合設立、共同処理事業に移行  
小平市施設を引き継ぎ処理

##### (2) 主要施設の概要

組合が運営及び管理を行っている主要施設の概要は、以下のとおりである。

施設名称	処理能力等	設置年月等
不燃物積替場	面積：約 690 m <sup>2</sup>	昭和 43 年 12 月
廃水処理施設	51m <sup>3</sup> /24h	昭和 50 年 3 月
3号ごみ焼却施設	150 t /24h	昭和 50 年 3 月(平成 2 年度改造) 平成 13 年度～平成 18 年度部分更新事業(バグフィルタ設置、建屋補修、計装更新等)
4・5号ごみ焼却施設	105 t /24h×2 炉	昭和 61 年 11 月 平成 13 年度～平成 18 年度部分更新事業(バグフィルタ設置、建屋補修、計装更新等)
粗大ごみ処理施設	75t/5h	昭和 50 年 10 月(平成 9 年度改造)

表 3-1 主要施設の概要

##### (3) ごみ処理施設配置図

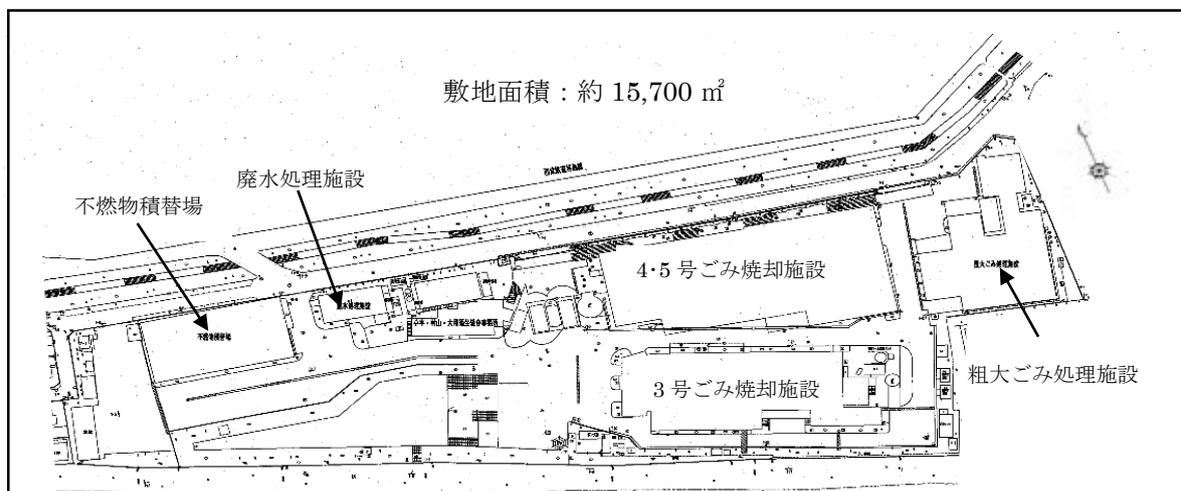


図 3-1 ごみ処理施設配置図

#### (4) 事業の概要

##### ■ごみ処理事業

3市から搬入されるごみのうち、可燃ごみは3基の焼却炉で焼却処理を行い、焼却後の残さは金属類（焼鉄）の回収後、東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）のエコセメント化施設へ搬出している。

不燃・粗大ごみは破碎処理を行い、鉄類、アルミニウム類、破碎可燃物及び破碎不燃物に選別し、鉄類及びアルミニウム類（金属くず）は再資源化（専門業者への売却）、破碎可燃物は焼却処理、破碎不燃物は循環組合の最終処分場へ搬出している。

また、粗大ごみとして搬入される小型家電やプラスチックの一部を再資源化している。

#### ごみ処理の流れ

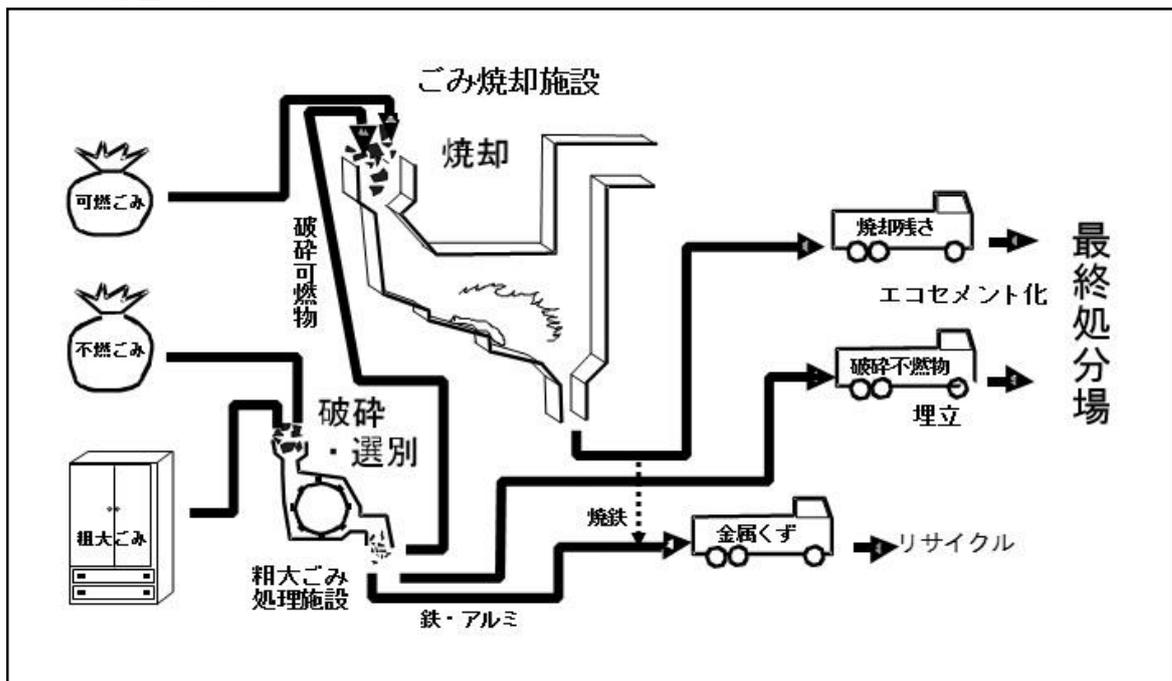


図3-2 ごみ処理の流れ

##### ■余熱利用

ごみの焼却時に発生するエネルギーを有効活用することは、低炭素社会への貢献が期待できる。現在、組合では、焼却の際に発生する熱を工場内の給湯や暖房に利用しているほか、組合が運営する足湯施設で利用している。

足湯施設については、エネルギーの有効活用に加え、組合事業の普及啓発と地域交流の場として、周辺地域・周辺環境との調和の推進に寄与している。

## 3.2 現状の課題

### (1) 老朽化の進む施設

3号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び廃水処理施設が昭和50年に、4・5号ごみ焼却施設は昭和61年に完成し、それぞれ40年、29年が経過している。

ごみ焼却施設については、平成13年度から平成18年度にかけて、部分更新事業により、バグフィルタ設置等の環境対策、建屋補修及び計装設備更新等の施設の延命化工事を行ってきたが、廃棄物処理施設は通常25年程度で更新（建替え）される施設であり、施設の継続（延命）使用には、老朽化とともにこれまでに経験のない設備機器の故障も考慮した維持管理が求められる。

組合ごみ処理施設の故障件数は、平成21年度以降、年間70～80件前後の水準で推移している（下図参照）。また、多くの機器、部品が一般的な耐用年数を迎えている状態であり、製造停止により調達ができない部品も生じている。

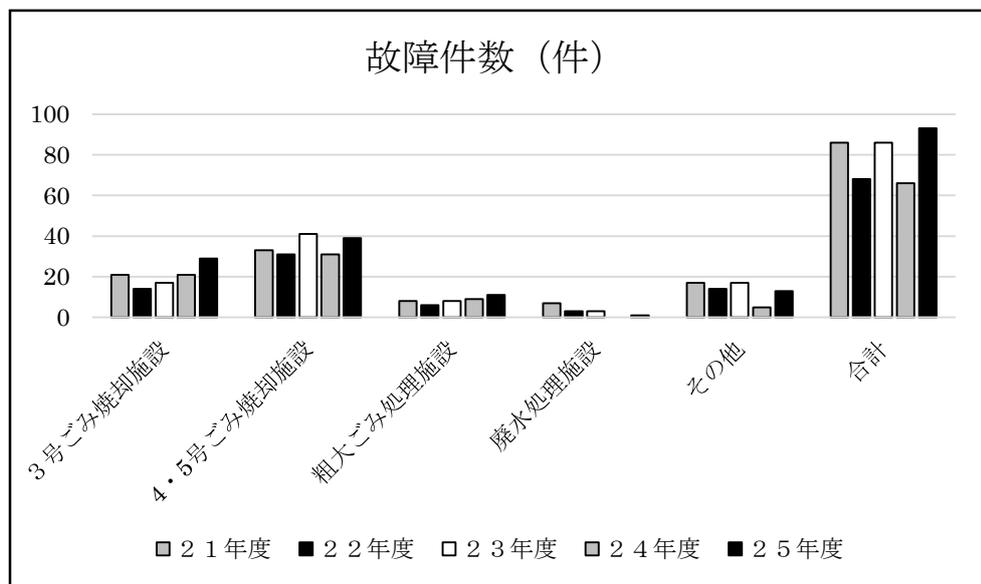


図 3-3 ごみ処理施設の故障件数の推移

### (2) 粗大ごみ処理施設の旧式化

粗大ごみ処理施設は、施設の老朽化の他にも受け入れ能力の不足や選別能力の低下などの課題を抱えている。これらの原因のひとつとして搬入するごみ質の変化があげられる。現状のごみ質は昭和50年代と比較すると、資源化施策の進展によるビンや缶類等の重量物が減少し、逆にプラスチック製品の普及による軽量物の増加の影響で処理容量が増加している。

## 現状の主な課題

### ア. 受入能力（ピット容量）の不足

通常の操業状態でも曜日によってはごみのピットの容量が不足している。このため、定期補修時や故障発生時には、別途仮置き等が必要な状況である。

### イ. 選別能力の低下

破碎不燃物に木屑が混入するなど選別純度が最終処分場の基準を満足していない。このため、可燃性粗大ごみは、時間帯を変えてそれぞれ別々に処理せざるを得ない状況となっている。また、破碎可燃物に金属の混入が多く、これとは逆に鉄屑やアルミ屑に可燃物が混入するなど、選別能力が近年建設された施設と比較して劣っている。

### ウ. 環境対策や安全対策

増設した設備機器の一部が建屋から露出している、施設の運転時に、ごみの受け入れ及び処理物の搬出のための出入り口が開放されているといった問題がある。

このため、本施設が原因と思われる騒音・振動等の苦情が寄せられた経緯があり、周辺への臭気の漏洩を完全には防止できていない。

また、搬入ごみに混入されたカセットボンベなどの爆発や発火により、施設の運転が停止することがある。

これら安全対策や環境対策についても、近年建設された施設と比較して劣っている。



#### (4) 求められるごみ処理費用の縮減

組合は、厳しい財政状況の中で安定的なごみ処理と必要な環境対策を実施しながら、より一層のコスト縮減が求められている。

最近の過去5年間の維持管理費の合計（決算書の塵芥処理維持管理費）の推移は、下図のとおりとなっており、施設の維持管理費用が平成21年度以降増加の傾向にある。必要な経費（ごみ処理費用、固定的費用）の規模は、毎年度約6億円程度と維持管理費全体の約6～8割近くを占めており、こうした経費の合理化が早期のコスト縮減のために必要である。

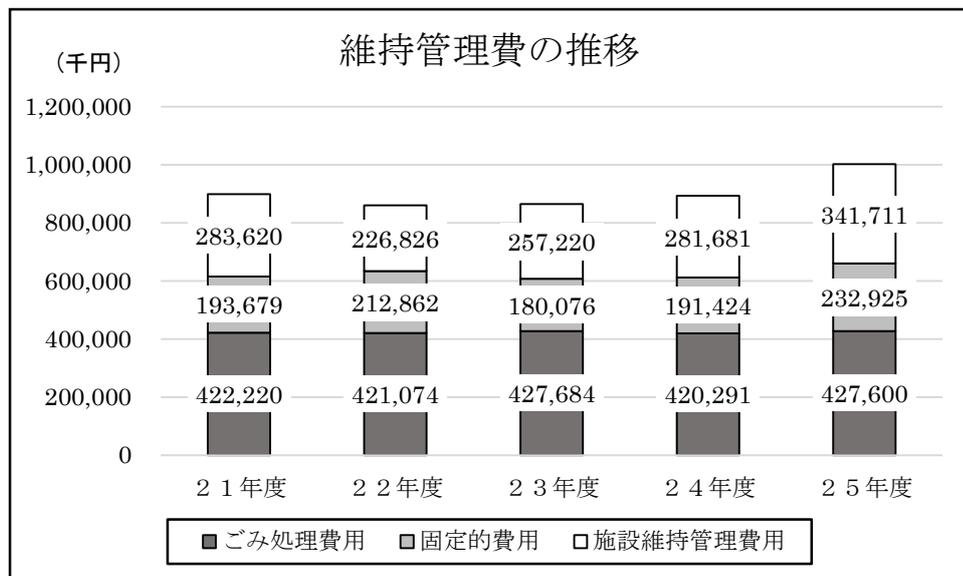


図 3-5 ごみ処理施設の維持管理費の推移

ここでは、塵芥処理維持管理費を以下のとおり分類した。

- ごみ処理費用：委託料
- 固定的費用：光熱水費、消耗品費、燃料費、原材料費、備品購入費、役務費、公課費
- 施設維持管理費用：工事請負費（補修工事）、修繕料

## 4. ごみ処理事業の長期展望

### (1) 人口とごみ搬入量の将来予測

#### ■人口の予測

3市の人口の将来予測の結果は、以下のとおりとなっている（3市共同資源化事業基本構想より引用）。

3市の合計人口は、平成25年度から平成35年度にかけて約2%の減少と予測されている。

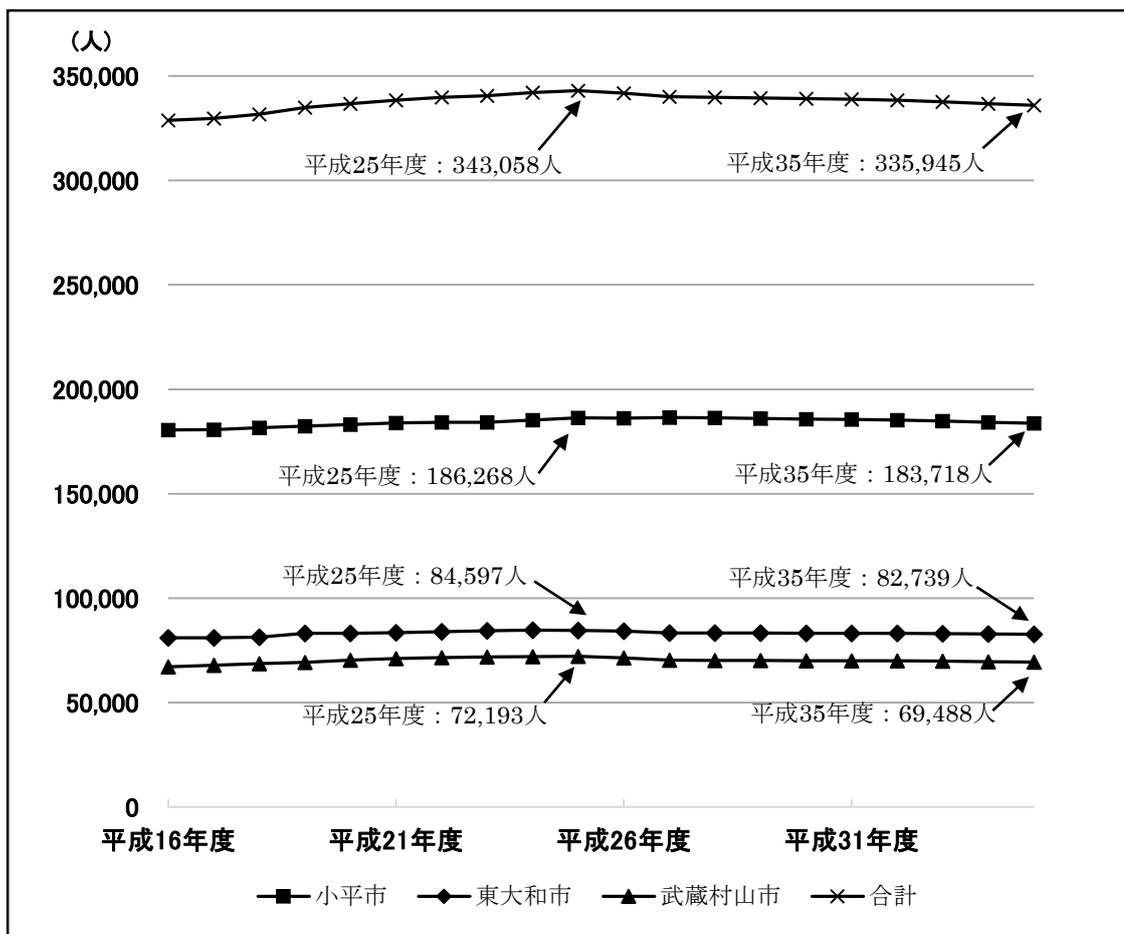


図 4-1 人口の推移と将来予測

#### ■ごみ量の予測

3市共同資源化事業基本構想で予測した結果、組合が扱う将来のごみ量は、次のとおりである。

- ・焼却対象量は平成25年度の約197.3t/日に対して、平成35年度においては約8%程度の減量化が達成され、182.2t/日と予測される。
- ・破砕対象量も平成25年度の約24.6t/日に対して、平成35年度においては13%以上の減量化が達成され、21.3t/日と予測される。

[上段：t/年、下段 t/日]

	平成 25 年度実績	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 35 年度
焼却対象量	72,023	68,588	67,516	66,488
	197.3	187.9	184.5	182.2
破碎対象量	8,988	8,169	7,963	7,772
	24.6	22.4	21.8	21.3

表 4-1 ごみ量の実績と予測

## (2) ごみ問題に対する市民の意識

小平市が平成 12 年及び平成 22 年に実施した環境問題全般に対する市民意識調査の結果は以下のとおりである。

平成 22 年の調査では、近年の気象状況の変動等の影響により、地球環境問題や自然環境への関心が高まっているが、ごみ問題に対する関心は平成 12 年、平成 22 年ともに 60% 以上であり、その恒常的な関心の高さがうかがえる。

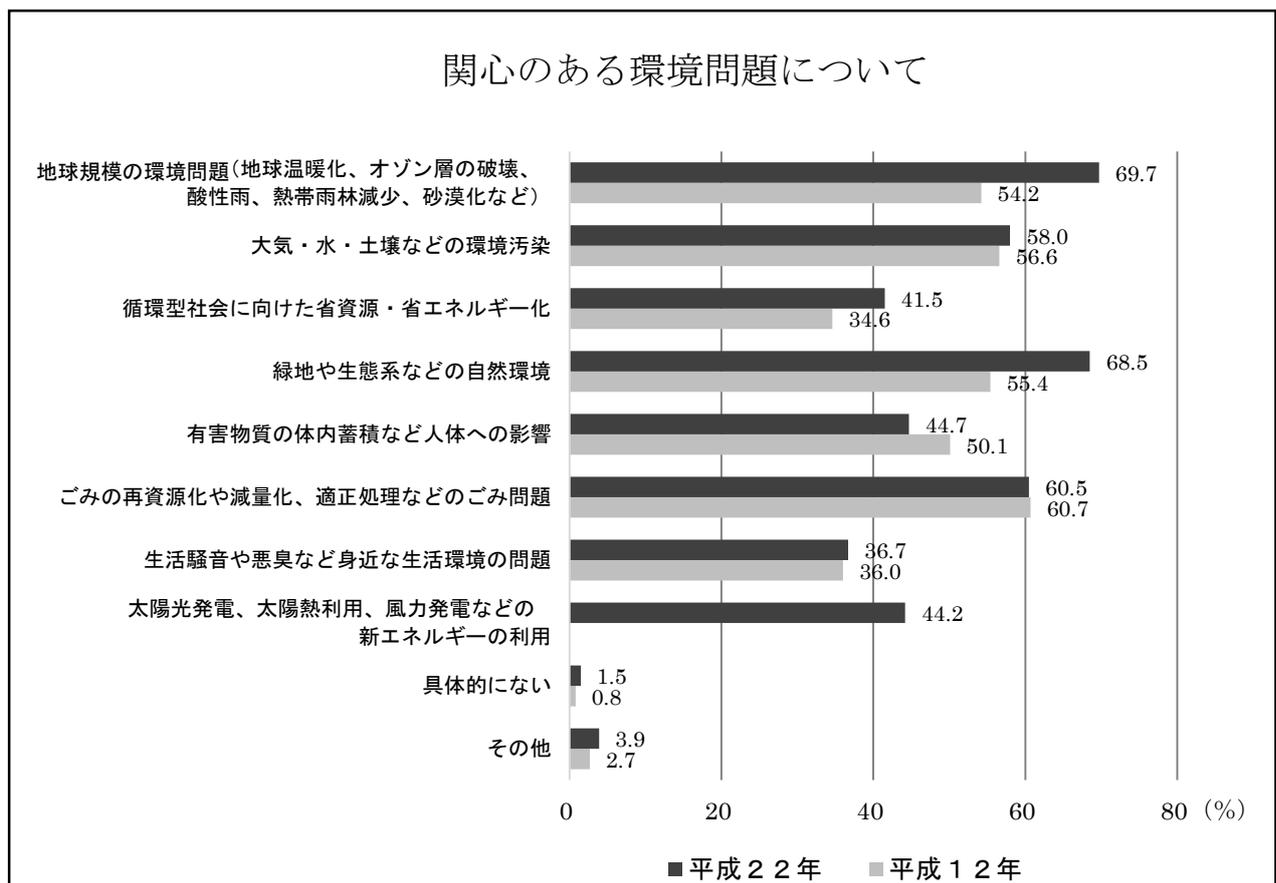


図 4-2 小平市環境意識調査結果 (出典：小平市第二次環境基本計画資料編)

こうした背景を受けて、3 市においても市民にごみ問題、環境問題への理解を深めてもらうために、社会教育や学校教育の場などの多くの機会を活用して環境学習プログラムの提供が進められている。

さらに、NPO（特定非営利活動法人）などの市民団体による自発的な環境活動も定着しており、環境セミナーの開催、子供自然体験、監視パトロールの実施など、地域と一体となった活動なども積極的に行われている。

こうした取組みも伴って、今後とも廃棄物問題への関心は、より定着していくと考えられる。

### （3）維持補修費の一層の増大

安定したごみ処理施設の運営を継続していくためには、日常の運転管理に伴う光熱水費や点検費、修繕費、処理・処分費や定期的な維持補修費など多くの維持管理費が必要となる。

このうち維持補修費に関しては、これまでに、法令改正等に対応するための施設改造工事や損傷・摩耗した設備の定期補修、設備機器類の交換等に伴う費用が必要となっていた。近年の傾向としては、ごみ焼却施設の老朽化による補修費用の増加が見られる（下図参照）。

今後はごみ焼却施設の長期稼働により、当面の設備更新や定期補修範囲の拡大がさらに予想され、これまで以上の維持補修費が必要になると考えられる。

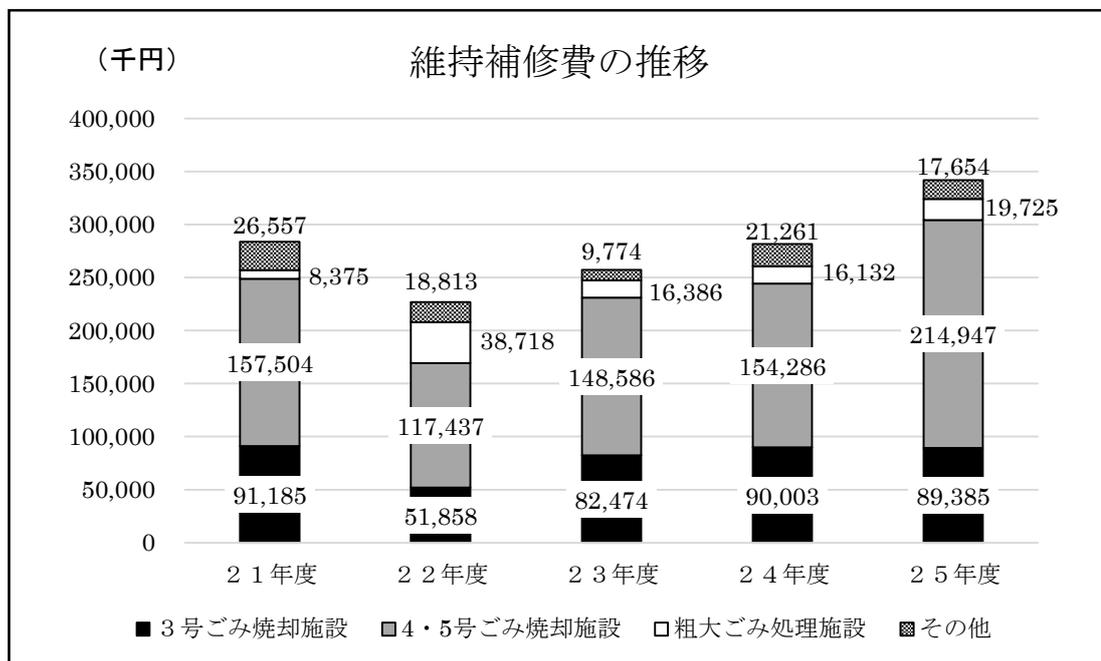


図 4-3 施設の維持補修費の推移

## 5. 目指すべき将来像

現状の課題と長期展望を踏まえ、今後目指すべき将来像は以下のとおりである。

### (1) 市民との協働による循環型社会の形成

これまでは再生利用（リサイクル）を中心とした取り組みが進められてきたが、今後はそれに加えて、すぐに不用になるものを購入しないようにすること（発生抑制）が重要である。次にいったん不用になった物の他の市民への譲渡・交換や、他の目的で再度利用すること（再使用）が重要となる。

循環型社会の形成のためには、ごみの「発生抑制」「再使用」「再生利用」の取り組みが必要である。これらの取り組みを着実に実行し効果をもたらすために、市民、行政及び組合がそれぞれの役割を認識するとともに分担し、協働して取組みが進められる状態を目指すものとする。

#### ■ 市民との情報共有化により発生抑制・再使用が推進されている状態

発生抑制と再使用を推進していくためには、市民自らがごみの発生をコントロールできる主体であるという立場を理解することが重要である。

組合は、循環型社会形成の必要性やそのための手法などの情報について、市民の正しい理解を得るために、ホームページや広報紙等の普及啓発事業により、ごみ処理の実態に関する情報発信を充実させていく。

#### ■ 市民の自発的取組みへの支援により発生抑制・再使用が推進されている状態

積極的な情報発信に加えて、市民あるいはNPO等による自発的な環境学習活動に対して、ごみ処理事業のノウハウや活動の場の提供など直接的な交流を通じて、自立的な行動への支援を行っていく。

#### ■ 循環組合及び3市との連携により再生利用・適正処理が十分に行われている状態

組合は、循環組合及び3市との有機的な連携を図った上で必要な施設を整備し、より効率的かつ安全にごみの資源化や適正処理を進めていく必要がある。

また、このような一体的な取り組みの中で、ごみ減量化やごみ処理施設に係わる広報普及活動、分別状況などごみの質やごみ量の管理に積極的な役割を果たしていく。

### (2) 継続的に環境負荷低減を図る事業運営

ここでは、環境を「地球環境」、「広域的地域環境（3市及び立川市）」、「周辺地域環境」の3つの視点でとらえ、それぞれの環境に対する負荷が継続的に低減されている状態を目指す。

### ■ 省エネルギー（地球環境の視点）

ごみ処理施設の運転には、多くの電力、燃料等を必要とするため、まず、これらの使用量を低減する省エネルギー対策を進めていく必要がある。この結果、エネルギー消費に伴って発生する二酸化炭素の量も抑制され、地球温暖化への効果が期待できる。

### ■ ごみの適正処理・リサイクル対策（広域的地域環境の視点）

広域的地域におけるごみ処理事業者として、処理段階における再資源化機能を充実させることにより最終処分量を削減していく必要がある。

現在、組合では、粗大ごみからの金属類の回収や小型家電リサイクルによる再資源化を行い、最終処分量の削減を図っているところであり、今後も新しい廃棄物処理技術や廃棄物情勢の動向を見据えながら、さらなる資源化に取り組んでいく。

### ■ 公害の防止、美観の向上（周辺地域環境の視点）

ダイオキシン類等の有害物質の発生及び排出の抑制を継続させるとともに、施設周辺地域住民の生活に直接影響する振動・騒音や悪臭などの発生をなくしていく必要がある。

また、組合は緑豊かな環境の中に立地しており、特に隣接する玉川上水敷や野火止用水敷は、歴史的遺産と一体となった自然の残る地域として、都条例により歴史環境保全地域に指定されている。このような中で、これまでの組合の取り組みに加えて、地域からの視点を取り入れた周辺地域環境対策が必要となっている。このため、施設周辺地域住民との調整を図りつつ、周辺環境と調和したごみ処理施設の姿を明らかにし、その姿に向けて段階的に整備、改善を進めていく。

## （3）資源物処理施設の整備、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設の更新

今後の施設整備の方向性としては、3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備について、一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めることとする。

### ■ 3市共同資源物処理施設の整備

資源物の処理は、現在、3市それぞれ単独処理しているが、プラスチック製容器包装とペットボトルについては、3市共同資源物処理施設において共同処理を行っていくものとする。

3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたり廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要不可欠な施設として、3市が共同して公設で整備を進める。

施設を整備することにより、3市全体の資源化基準の統一が図れ、リサイクル率の向上や、今後整備を予定している不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の施設規模

の縮小・建設費の縮減が見込めるほか、資源化に要するコストの低減、資源化に関する情報収集能力の向上などが期待できる。

#### ■ 不燃・粗大ごみ処理施設の更新

不燃ごみと粗大ごみは、現在、組合の粗大ごみ処理施設にて共同処理しており、今後も現状体制を継続するものとする。

現有粗大ごみ処理施設は、前段で述べたとおり、施設の老朽化・旧式化が進んでいるため、平成31年度のしゅん工を目標として平成27年度に施設の整備・更新の事務に着手する。

#### ■ ごみ焼却施設の更新

可燃ごみは、現在、組合のごみ焼却施設にて共同処理しており、今後も現状体制を継続するものとする。

現有ごみ焼却施設は、平成33年度までの稼働を目標に維持・補修が行われており、施設整備のためには10年程度の期間が必要であることから、早急に施設更新に向けた事務手続きに着手する必要がある。

なお、施設更新にあたっては、3市における3R施策の進捗状況や3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備・更新に伴う、ごみの減量やごみ質の変化を考慮し、手続きを進めていくものとする。

## 6. 計画とその取組みの方向

### 6.1 計画の体系と取組みの視点

#### (1) 計画の目的

これからの組合の取り組みは、組合への市民のかかわり方を、施設利用者（3市市民、見学者等）、費用負担者（3市市民）、影響を受ける者（施設周辺地域住民）の3つの立場でとらえながら、各立場の市民から信頼の得られるごみ処理事業の確立を目指す必要がある。

ここでは、これらの考えを踏まえて、先に示した基本方針のもと組合で進めていくべき取組みを4つの計画として体系立て、それぞれの目標を明確にする。

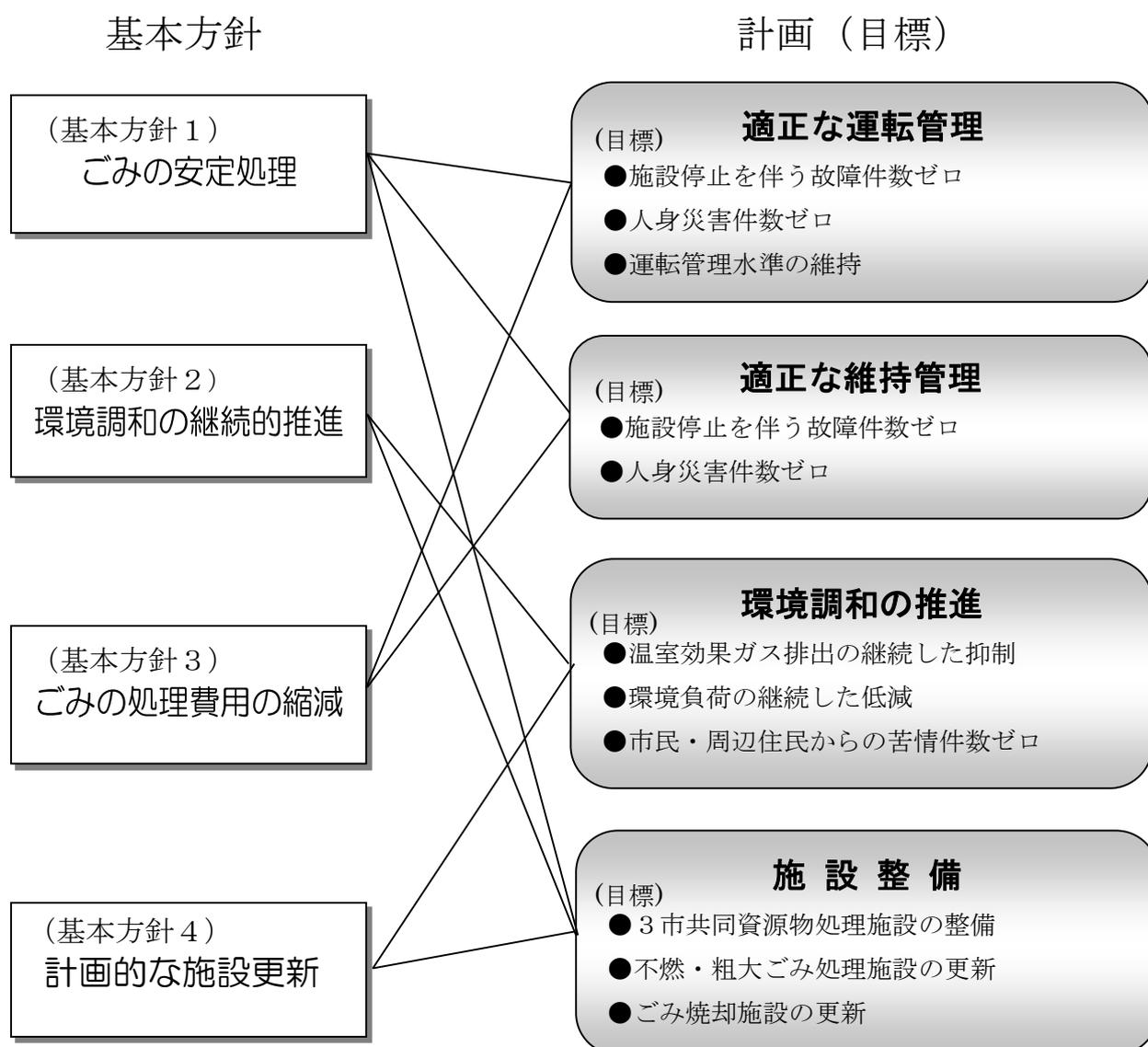


図 6-1 基本方針と計画 (目標)

## (2) 計画の体系

4つの計画は以下の8の施策と13の重点事業で構成される。

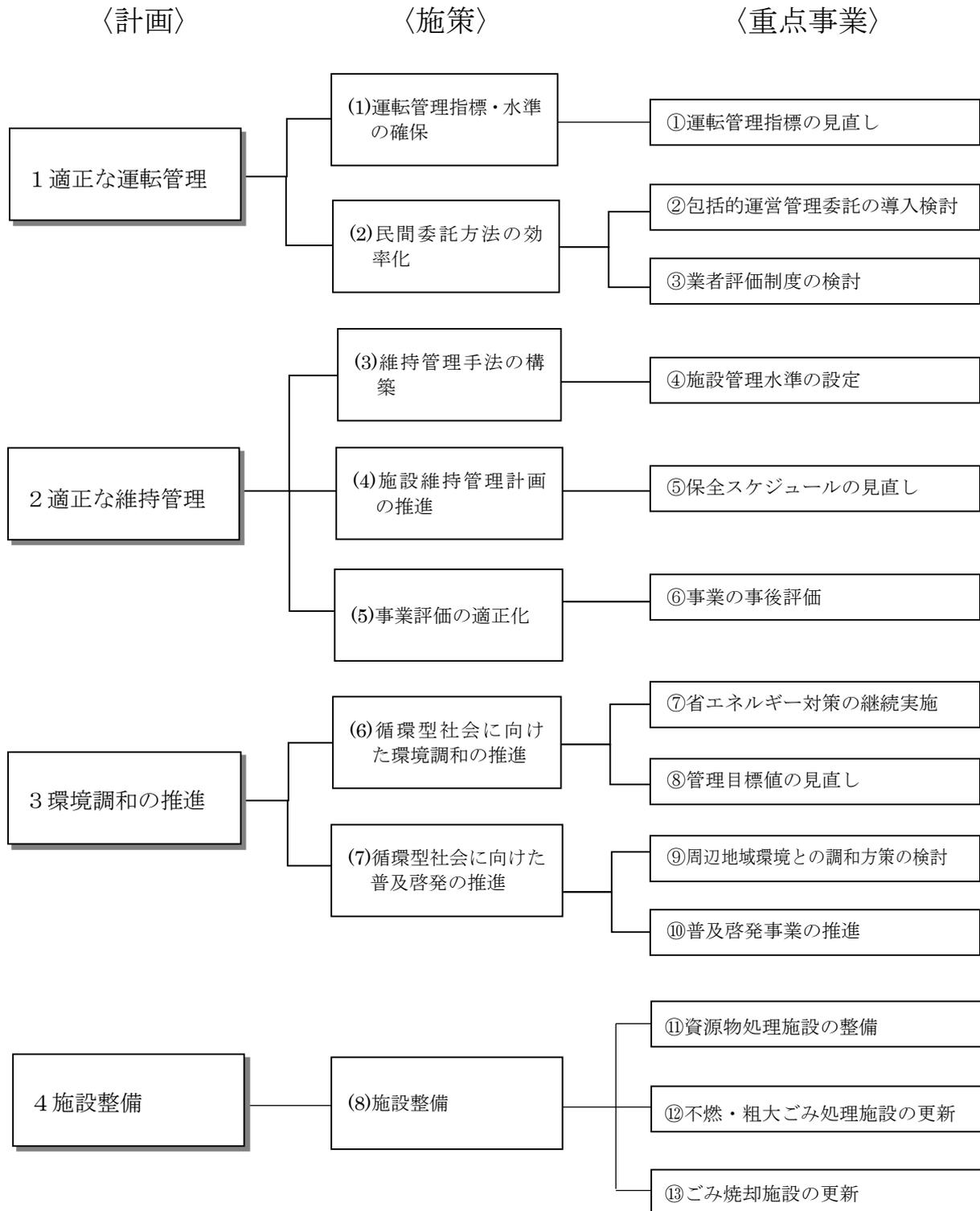


図 6-2 計画の体系

## 6.2 適正な運転管理

ごみ処理施設の運転管理の水準を高め、安全確実な運転を維持するとともに、効率化によりコスト縮減を図る。

### (1) 目標

- ・ 施設停止を伴う故障件数ゼロ  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)
- ・ 人身災害件数ゼロ  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)
- ・ 運転管理水準の維持  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)

### (2) 施策

- 運転管理指標・水準の確保・・・・・・・・・・ **施策 1**
  - ◆運転管理指標の見直し・・・・・・・・・・ (重点事業①)  
施設が安定したごみ処理機能を果たすために、コストやリスクとの関係を考慮しながら、常に運転管理水準が確保できるよう管理指標を見直す。
- 民間委託方法の効率化・・・・・・・・・・ **施策 2**
  - ◆包括的運営管理委託方式の導入検討・・・・・・・・ (重点事業②)  
現在の施設の運転管理業務及び設備機器の保守整備業務等について、一体としてとらえ、消耗品などの調達や補修等まで拡大した、性能発注に基づく施設管理運営委託(包括的運営管理委託)の導入について検討し、業務の質の確保及び経費、人員の削減を図る。これにより生まれる人的資源により、施設更新事業等に重点をシフトして行くことが可能となる。
  - ◆業者評価制度の検討・・・・・・・・・・ (重点事業③)  
ごみ処理施設を安定稼働させるためには、特殊性の高い工事や保守整備業務の質の向上、確保がより重要となる。  
工事受注業者や委託業務受託者の質を適切に評価することにより、企業努力を引き出すためのしくみについて検討する。

## 6.3 適正な維持管理

電子データの活用により効果的な維持管理を行うとともに、既存の管理手法を見直し、維持管理費の効率的活用を図る。

### (1) 目標

- ・ 施設停止を伴う故障件数ゼロ  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)
- ・ 人身災害件数ゼロ  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)

### (2) 施策

- 維持管理手法の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **施策 3**
  - ◆施設管理水準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (重点事業④)

従来の維持管理手法では、施設の老朽化による補修や修繕などの維持管理費用は増大する。また、新たな環境負荷物質の規制など、相当の経費を伴う外部環境の変化への対応の必要性も否定できない。今後も、施設が安定したごみ処理機能を果たしていくために、コストやリスクとの関係を考慮し、物理的健全性を維持するための「施設管理水準」の設定が必要である。
- 施設維持管理計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **施策 4**
  - ◆保全スケジュールの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (重点事業⑤)

今後予定されている施設の更新までの間、既存施設を安定的に稼働させるため、これまでの維持管理履歴データをもとに策定した保全スケジュールについて、必要な見直しを行う。
- 事業評価の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **施策 5**
  - ◆事業の事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (重点事業⑥)

事業の効率性及びその事業が適正に行われたかを検証するために、事業完了後に評価を行う。また、今後の改善や、同種事業へのフィードバックなど評価結果を将来の事業展開に活かしていく。

## 6.4 環境調和の推進

地球的規模で事業をとらえ、温暖化原因物質の発生を抑制し、資源化等の推進により最終処分量の減量を図る。また、広域的地域・周辺地域との環境調和を推進する。

### (1) 目標

- ・ 温室効果ガス排出の継続した抑制  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)
- ・ 環境負荷の継続した低減  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)
- ・ 市民・周辺住民からの苦情件数ゼロ  
(目標年度：平成 27 年度以降すべての年度)

### (2) 施策

#### ○ 循環型社会に向けた環境調和の推進・・・・・・・・・・ **施策 6**

##### ◆省エネルギー対策の継続実施・・・・・・・・・・ (重点事業⑦)

現状では、設備台帳と設備動力負荷台帳との一体的な管理により、効率的なエネルギー管理が図られている。

今後も使用電力量等のデータを継続管理し、適正負荷の再検証、設備機器の簡素化及び高効率型への更新等によりエネルギー使用量の適正化を図っていく。

##### ◆管理目標値の見直し・・・・・・・・・・ (重点事業⑧)

廃棄物の中間処理施設としての適正な処理を維持継続するとともに、施設から発生する環境負荷物質の排出量の削減に向けた取り組みを継続し、組合における再資源化等の取り組みを進め、不燃残さの発生量の抑制及びその質の向上を図る必要がある。

中間処理施設や最終処分場等を取り巻く環境の変化に対応するため、管理目標値の必要な見直しを継続的に行う。

#### ○ 循環型社会に向けた普及啓発の推進・・・・・・・・・・ **施策 7**

##### ◆周辺地域環境との調和方策の検討・・・・ (重点事業⑨)

施設周辺地域住民と積極的に情報交換を行い、管理目標値や計測・調査結果等を公開することで、組合事業に対する理解を深めてもらうとともに、敷地内及びその周辺の美化を進め、周辺の自然環境との調和を図ることで信頼されるごみ処理施設を目指す。

◆普及啓発事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（重点事業⑩）

循環型社会に向けた取り組みとして、市民にごみ処理事業やごみ処理施設に対する理解を深めてもらうには、まず実態を知ってもらうことが重要である。

組合の所有する様々なデータをホームページや広報紙等により積極的に提供するなど、ごみ処理事業に対する更なる理解を深めてもらうための普及啓発の推進が必要である。

## 6.5 施設整備

3市共同資源化事業基本構想に基づき、3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備について、一体的・総合的に検討し、合理的な施設として整備する。

### (1) 目標

- ・資源物処理施設の整備  
(平成31年度稼働を目標とする。)
- ・不燃・粗大ごみ処理施設の更新  
(平成32年度稼働を目標とする。)
- ・ごみ焼却施設の更新  
(平成34年度以降、最も早い時期を目標とする。)

### (2) 施策

○ 施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 施策8

◆資源物処理施設の整備・・・・・・・・・・・・ (重点事業⑪)

平成27年度に施設整備実施計画の作成、平成27年度～28年度に工事発注準備、平成29～30年度に建設工事を実施する。

◆不燃・粗大ごみ処理施設の更新・・・・・・・・ (重点事業⑫)

平成27年度に施設整備基本計画作成、平成28年度～29年度に生活環境影響調査及び工事発注準備、平成30年度～31年度に建設工事を実施する。

◆ごみ焼却施設の更新・・・・・・・・・・・・ (重点事業⑬)

ごみ焼却施設については、資源物処理施設の整備及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、今後の更新の方向の取りまとめを行い、市民意見等を考慮しつつ3市と組合の協議において施設の姿や機能、更新スケジュールを検討する。

## 6.6 事業推進スケジュール

計画	施策	NO	重点事業	目標年次	担当課
適正な運転管理	運転管理指標・水準の確保	1	運転管理指標の見直し	毎年	業務課
	民間委託方法の効率化	2	包括的運営管理委託方式の導入検討	平成27年度	総務課 業務課 計画課
		3	業者評価制度の検討	平成27年度	総務課
適正な維持管理	維持管理手法の構築	4	施設管理水準の設定	平成27年度	業務課
	施設維持管理計画の推進	5	保全スケジュールの見直し	毎年	業務課
	事業評価の適正化	6	事業の事後評価	毎年	業務課
環境調和の推進	循環型社会に向けた環境調和の推進	7	省エネルギー対策の検討	毎年	総務課 業務課
		8	管理目標値の見直し	毎年	業務課
	循環型社会に向けた普及啓発の推進	9	周辺地域環境との調和方策の検討	毎年	総務課 業務課 計画課
		10	普及啓発事業の推進	毎年	総務課 業務課 計画課
施設整備	施設整備	11	資源物処理施設の整備	平成31年度	計画課
		12	不燃・粗大ごみ処理施設の更新	平成32年度	計画課
		13	ごみ焼却施設の更新	平成34年度以降、最も早い時期	計画課

表 6-1 重点事業と目標年次一覧

## 7. 計画の推進に向けて

### (1) 進行管理及び評価

各重点事業について、上半期終了後に進捗状況を確認し、年度末までの取り組みについて必要な改善等を行い、毎年度終了後に取組状況や進捗状況を取りまとめる。

また、進行管理に当たっては、連絡協議会等の関係団体との連絡調整の結果や、法令改正や社会経済状況等の外部環境などに柔軟な対応を図ることとする。

6章で示した4つの計画（図6-1）に対し、各目標を管理指標とし、毎年度達成状況を評価する。

### (2) 事業計画全体の見直し

本計画の実効性と弾力性を確保するため、外部環境等の変化に応じた必要な見直しを行う。



小平・村山・大和衛生組合 ごみ処理事業基本計画

平成27年（2015年）3月発行

編集・発行

小平・村山・大和衛生組合

〒187-0033 小平市中島町2番1号

電話番号：(042) 341-4345

ファクシミリ：(042) 343-5374

電子メール：info@kmy-eiseikumiai.jp